# 消費者コーナー

問 消費生活センター ☎（483）4999 FAX（483）8604

消費生活相談から

## 太陽光発電システムの販売トラブルが増加！

「サービスとして家電製品をつける」などと言って契約を急がせたり長時間勧誘をするなどして、冷静に検討できず契約してしまうケースも多く見られます。

**【消費者へのアドバイス】**

▼複数の事業者から見積もりを取り、事業者の対応を含めて比較し、納得できる事業者と契約をしましょう。

▼事業者の説明をうのみにせず、補助金が受けられる条件、発電量や売電量の目安、補助金の申請状況など（※）、自分でも情報収集し、セールストークに惑わされないようにしましょう。

▼トラブルにあったら、消費生活センターに相談してください。

※国の補助金制度については、太陽光発電普及拡大センター☎（239）6200へ。

**■過剰なセールストークに惑わされないで**

東日本大震災後、消費者の環境に対する意識が高まり、補助金制度や余剰電力の買い取り制度、さらには計画停電や今後の電力不足への不安感からにより、太陽光発電システムに対する関心が高くなっています。それに伴って太陽光発電システムの販売に関する相談が増加しています。

**【事例1】**

販売業者から「売電価格で設置費用の月々の支払いが賄える」と説明を受け契約したのに、電力会社の買い取り価格が極端に少なく賄えない。

**【事例2】**

「国の補助金が受けられる」と説明され、太陽光発電システムの契約をしたが、国の補助金窓口に問い合わせたら補助金の対象にならないと言われた。

**【事例3】**

訪問販売業者から「太陽光発電システムのモニターになると115万円値引きする。この地域ではあと2件しか募集枠がない」とせかされて太陽光システムの契約をした。高額なのでやめたい。

**【相談員から】**

相談の多くは訪問販売によるもので、次のような問題点が見られます。

①「余剰電力を電力会社に売った収入でクレジットの支払いが賄える」といった売電収入についての過剰な説明や売電制度について不正確な説明をし、実際には説明された程の売電収入が得られないケースがあります。

② 補助金対象外なのに補助金対象と説明するケースが見られます。

③「今ならモニター価格で」

くらしの相談

## ご存じですか？ お米のトレーサビリティ

トレーサビリティとは、食品が「いつ・どこで・誰が・どのように」生産して流通したのか、ルートを追跡・調査できるようにする制度です。

2008年に工業用の米が食用に不正転売されたのを機に、消費者が米や米加工品を安心して食べられるよう、2009年に「米トレーサビリティ法」が成立しました。

今年7月に完全施行され、①米穀や米加工品の取引時には取引内容を記録・保存する②米の産地情報を消費者にきちんと伝えることが、事業者に義務付けられました。

対象商品は、▼米粉・米穀（玄米・精米など）▼米粉・米こうじ▼米飯類（弁当・おにぎり・チャーハンなど）▼餅・だんご▼米菓子（煎餅など）▼清酒などです。

包装された玄米と精米にはJAS法で定められた品質表示基準に基づき、産地表記が既に行われていました。7月からは米の加工食品にも産地情報を、商品の包装に記載・カタログや注文画面上に掲示、飲食店のメニュー表記や店内掲示・店員が説明などの方法で消費者に伝えることになりました。

詳しくは、農林水産省のホームページ等でご確認ください。

消費のわたし

## 長期使用の家電製品による事故

モノを大切に長く使う事は大事なことですが、どんなに大切に使っていても徐々に劣化は進みます。家電製品は特に、劣化により危険が生じることがあります。

**【こんな症状が出たら要注意】**

次のような症状が見られたら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、販売店やメーカーに相談しましょう。

**◎扇風機・換気扇**

ファンの回転が異常に遅い、不規則。異常な音や振動。モーター部分が異常に熱かったり焦げ臭い。コードに触れるとファンが回ったり回らなかったりする。

**◎洗濯機**

脱水中にふたを開けても15秒以内で止まらない。給水ホースや蛇口の継ぎ手、排水ホースなどからの水漏れ。焦げ臭い。運転中に異常な音や振動がある。

**【事故を防ぐために】**

▼電源コードや家電製品の回りは、時々清掃しましょう。

▼機械の内部を開けて清掃するなど、取扱説明書にある以上のことを自分の判断でしてはいけません。専門家に依頼しましょう。

▼おかしいなと感じる症状が出たら、無理に使い続けず点検を受けましょう。

部品の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。丈夫そうに見えても永久に使えるわけではありません。

## 譲ります 譲ってください

**譲ります**

| | |
|---|---|
| 鏡台（三面鏡） | 無料 |
| 扇風機 | 無料 |
| 冷水扇 | 無料 |
| 家庭用フィットネス機器 | 無料 |
| 女児衣類長袖110cm（名前記入あり） | 無料 |
| 妊婦用洋服（秋冬用） | 無料 |
| オムツカバー（未使用） | 100円 |
| チャイルドいす（未使用） | 500円 |
| 積み木 1ケース | 1000円 |
| 窓用エアコン | 1000円 |
| レスリングシューズ20cm以上 | 1000円 |
| 学習机 | 1000円 |
| ジュニアシート | 5000円 |
| おんぶひも・だっこひも | 価格相談 |
| 志津幼稚園女児制服120cm（上着、スカート、ベスト、リボン、カバン、夏用帽子、冬用帽子） | 価格相談 |
| 志津幼稚園体操服（半袖上下） | 価格相談 |

**譲ってください**

| | |
|---|---|
| メトロノーム | 無料 |
| 音でおぼえる知育絵本3冊（ひらがな、カタカナ、かず） | 無料 |

※取引については、品物を確認して当事者間でお願いします。

※掲載申し込み用紙は、自治人権推進課、消費生活センター、各出張所・派出所、志津コミュニティセンター、西志津市民サービスセンターにあります。

問 消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）☎（483）3010（午前8時30分～午後5時・土日祝を除く）

子育て応援情報

## すくすく 佐倉っ子

### お子さんを自宅でお預かりする 家庭保育制度をご利用ください

家庭保育制度は、日中、保護者の就労や病気などにより保育できないお子さんを、市が認定した経験豊富な家庭保育員（保育ママ）が自宅でお預かりする制度です。

**対象** 市内在住で生後57日以上2歳未満の健康な乳幼児

**保育時間** 【平日】午前8時30分～午後5時 【土曜日】午前8時30分～正午

**時間外保育** 【平日】午前7時～8時30分、午後5時～7時 【土曜日】正午～午後5時

※日・祝・年末年始は休み

**保育料**（食事については実費）月5日未満 1万4250円 月10日未満 2万8500円 月15日未満 4万2750円 月15日以上 5万7000円

※保育料の一部助成あり

**●家庭保育制度説明会**

保育ママってなに？保育ママに預けるには？など、保育ママに関心のあるかたは、ぜひご参加ください。

**日時** 10月27日㈭ 午前10時30分～

**場所** ミレニアムセンター佐倉

**要申し込み・無料**

**日時** 11月11日㈮ 午後1時30分～

**場所** 臼井公民館

**要申し込み・無料**

申問 子育て支援課☎（484）6246

### 佐倉市ファミリーサポートセンター入会説明会

▼9月21日㈬午後1時～ 臼井公民館

▼10月18日㈫午前9時30分～ 志津コミュニティセンター

**毎月開催・要申し込み** 申問 同センター☎（488）1270

子育て支援センター 佐倉保育園

### さくらっこ・ひろば

※要申し込み・無料・先着順

**❶プレママ・プレパパ保育体験**

**日時** 随時 平日午前9時30分～11時 **定員** 1日3組

**場所** 佐倉保育園

**対象** 妊娠中のかた（夫同伴可）

**❷ミニ講座①「歴史探訪～武家屋敷等の散策～」**

**日時** 10月20日㈭ 佐倉城址公園駐車場前 午前10時集合

※雨天時は翌日に実施

**対象** 乳幼児と保護者 **定員** 20組（ベビーカー可）

**❸ミニ講座②「講演会～食育について～」**

**日時** 11月24日㈭午前10時～11時 **場所** 中央公民館

**対象** 乳幼児と保護者

**講師** 藤原勝子・寺岡弘文

**定員** 20組（保育あり）

**❹ほやほやベビーの日**

**日時** 10月27日㈭午前10時～11時 **場所** 中央公民館

**内容** 情報交換、育児相談等

**対象** 1歳未満の赤ちゃんと保護者 **定員** 6組

申し込み・問い合わせ 佐倉保育園☎（484）1043、FAX（481）1741